

# 高齢者バリアフリー型 (高齢者のための改修工事)

補助金額	補助対象経費の20%(上限40万円)
世帯要件	高齢者世帯(※)で、かつ、世帯員全員の前年の所得総額(高齢者及び高齢者以外(18歳未満の世帯員を除く)からなる世帯の所得においては、所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に掲げる公的年金等を除く。)が350万円未満の世帯が行う工事であること。 ※世帯の構成員に申請時において65歳以上の高齢者がいる世帯をいう。
住宅要件	豊後高田市内にあり、高齢者世帯が居住している住宅で行う住宅(既存住宅を購入する場合を含む。)ただし、離れ等の付属棟のみを改修する場合は除く。 店舗等の用途を兼ねる場合は、その用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものを含む。マンション等の共同住宅も対象とする。ただし、専有部分のみとする。 <b>昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅にあっては、大分県が実施する耐震アドバイザー派遣制度を申請時まで利用すること。</b>
工事要件	次の第1号から第9号までのいずれかの工事かつ第12号を満たす工事(第1号から第9号までのいずれかの工事とあわせて行う第10号又は第11号の工事を含む。)  (1)高齢者用の寝室等※の増築工事 ※寝室等とは、寝室のほか収納、便所、浴室、洗面所および廊下を含む。(以下「寝室等」という。)増築部分は、段差をなくす等高齢者に配慮した仕様にする事。  (2)高齢者用の寝室等の間取り変更工事  (3)高齢者用の寝室等の内装改修工事  (4)床の段差解消工事、スロープ設置工事  (5)手すり設置工事  (6)高齢者のために行う便所改修工事  (7)高齢者のために行う浴室、洗面所改修工事  (8)車椅子対応型流し台設置工事  (9)その他市長が認めるバリアフリー改修工事  (10)省エネ改修工事(ヒートショック対策工事を含む)  (11)宅内配管設備工事(合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。)  (12)補助対象工事費が30万円以上の工事
施工者要件	次の各号のいずれかに該当する施工者が行う工事であること。 (1)豊後高田市内に事業所を有する法人 (2)豊後高田市内に住民票がある個人